

6月20日の本会議において、総務常任委員会に付託を受けました議案第30号、議案第31号及び第49号の3議案について、6月21日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第30号、湖南省長の給料月額の特例に関する条例の制定について

市長の給料月額を令和5年7月から同年12月まで10%減額する、期間と減額幅の根拠は、との質疑に対して、根拠として、湖南省職員の懲戒の方法及び効果に関する条例があり、減給については、6ヶ月以下、10分の1以下と決まっております。職員の給料を減額する際、一番重い数字となります。特別職には規定がないことから、職員の一番重いケースを、提案させていただいたとの答弁でした。湖南省で、過去に実際にあった事例は、との質疑に対して、過去に交通事故等でありましたとの答弁でした。特別職であるが、一般職員適用の条例を参考にした点と、令和3年の交通事故の時は、給料は10%減額、期間は2ヶ月とした事との関係についてとの質疑に対して、職員には、明確な条例があります。特別職には明確なものがなく、それらを協議する場もない形になります。その中で、職員に対する条例を参考しながら、特別職へ準用しました。前回の交通事故が人身事故であれば、処分については、少し大きなものとなりますが、物損事故であった事と、市長みずからが悪いという思いがあり、給料を10%減額、期間は2ヶ月の内容と理解しております。今回は政治資金関連の問題であり、社会的に新聞等の報道もあり、かなりの影響があったことから、一番重い職員の部分を準用したとの答弁でした。この処分の重さは最終的に市長の思いで決定されたという理解でよろしいかとの質疑に対して、深く反省している点をどういう形で表すか。知らないでは許されない部分でもあり、それなりに、きちんと責任を取らなければならない時期でもあると思いましたので、10%減額を6ヶ月という形で、自分なりの反省を表したいという思いです。今回、この処分という形で、お許し願いたいとの答弁でした。附則で令和3年の条例を廃止するとあります。今般の条例も、令和5年7月から12月までの6ヶ月間であり、令和6年1月にはこの適用が終わっているが、特例に関する条例は存在している。普通に考えると適用が終わった時点で廃止すべきであるが、ルール上、次の条例が出たときに、附則で廃止するルールしかないのか、適用が終了した次の定例会での条例廃止をすべきとの質疑に対して、自動的に廃止になることはなく、廃止の手続きが必ず必要です。失効した条例については、廃止するのか、附則で対応できる部分なのか、その取り扱いについて確認し、対応していきますとの答弁でした。

議案第31号、湖南省税条例の一部を改正する条例の制定について

軽自動車税関係の第82条は、原動機付自転車の区分に移行することで、2000円になるということで、それによって市税への影響は、との質疑に対して、ミニカー区分は現行3700円で、2000円に改正となります。現在湖南省では、電動キックボードの登録等はなく、これからの対応となります。今後、購入後に登録が必要

になり、登録の申請を受け、次年度の課税からの適用になりますとの答弁でした。

議案第49号、旧慣使用权の廃止について

湖南省の旧慣使用权の規定、条例についてとの質疑に対して、湖南省は村中名義に対する例規整備で村中名義等財産の処分に関する要綱があり、その土地の売買があった際は、旧慣使用权の廃止の補償料を、平成30年8月1日の要綱制定で、湖南省村中名義等財産の処分に関する要綱の第7条に、補償金の支払いは、10分の9の額の範囲内で補償金を支払うことができると定めており、今回は9割を支払う手続きを行いましたとの答弁でした。今回の事案を機に、根本的な旧慣使用权・譲渡した場合のお金の分配等の見直しについてとの質疑に対して、県が進める事業の一つにも入っているので、そろそろ決めないといけない時期がきている。今後、研究し、議員の皆さんに報告する機会を持ちたいと思いますとの答弁でした。公簿上700㎡と載っていたが、今回の金額は実測値が基準かとの質疑に対して、現地で筆界の確認を行い、合意の上で出てきた面積実測値160.35㎡を基準としているとの答弁でした。

以上が質疑の概要であります。その後、各議案に対して討論はなく、採決を行いました。

その結果、議案第30号、議案第31号及び議案第49号の3議案については、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

また、「マイナンバーカードに関する諸課題の改善等を求める意見書(案)」を総務常任委員会より発議することに対して、委員全員の賛同により決しましたので、併せて報告します。